

「共助社会づくり」の推進に向けて

政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(市民活動促進担当)付参事官補佐

坂井 潤子

I はじめに

持続的な経済成長を実現するためには、全ての人材が、それぞれの持ち場で、能力を活かすことができる「全員参加」が重要であり、自助・自立を第一としつつも、活力あふれる「共助社会」を作っていくことが必要とされている。

本稿では、共助社会づくりの推進に向けた内閣府の取組や今後の課題について、簡単に紹介する。

II 「共助社会づくり懇談会」の開催について

共助社会づくりのためには、一人ひとりの市民がボランティアや寄附など様々な形を通じて、今以上に社会に参画できるような仕組みを構築していくことが重要である。こうした観点から、NPO法人やソーシャルビジネスなどによる地域の絆を活かした共助の活動を推進するため、必要な政策課題の分析と支援策の検討を行う場として、昨年、内閣府・経済財政政策担当大臣の下、有識者による「共助社会づくり懇談会」が開催され、これまで6回にわたって議論が行われた。さらに、人材面、資金面、信頼性の向上の3つの課題について、各ワーキング・グループで検討がなされ、昨年12月に各報告書の取りまとめが行われた。

以下、各報告書の中で示された主な課題とその対応の方向性を紹介する。まず人材面の課題については、NPO法人においては、専門的なノウハウを持つマネジメント人材が不足していることから、実効的な事業計画の策定に向けて、各専門分野に特化した内容の専門講座を実施したり、マネジメント人材への伴走型支援を実施することとされた。また、人材交流や地域との連携の促進に向けて、NPO等間や企業・自治体との人材交流の事例を発信していくこととされた。

資金面の課題については、NPO法人に対する融資の拡大に向けて、行政、地域金融機関、商工会議所・商工会、税理士・公認会計士、学術機関、NPO等、市民ファンド、NPOバンクなどが相互交流・連

携し、地域の課題の共有及び解決の実現を図る場として共助社会の場を設置し、地域課題を発見・解決していく動きを全国各地に普及させていくことなどが提示された。

信頼性の向上に関する課題については、ステークホルダーが求める情報の適切な開示を一層進めることや、専門家に対するNPO法人制度及びNPO法人会計基準についての理解を促進することとされた。

このような様々な課題に対して、着実に実行に移していくことが求められる。

III 施行後15年を迎えたNPO法とNPO法人制度の今後について

昨年12月1日、特定非営利活動促進法(NPO法)が施行されてから15年を迎えた。本法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としている。本法の制定の契機になったのが、平成7年に発生した阪神・淡路大震災であり、復興支援に取り組んだ多くのボランティア団体や社会貢献事業実施団体を支える制度の必要性が社会で認識されることとなった。3年前の東日本大震災発生時にも、多数のNPO法人が復興支援に向けた活動を行い、また、今やNPO法人の数は全国で48,000を上回るなど、NPO法人制度の認知度は高まっていると言える。

しかしながら、昨年公表された内閣府「NPO法人に関する世論調査」をみると、NPO法人のことを信頼できるという回答が6割を超えているにもかかわらず(平成17年公表の同調査では3割)、活動に参加したい、あるいは寄附したいとの回答は約2割に留まるなど、活動参加への意義についての理解は十分とは言えない状況にある。

こうした中、本年1月14日に「共助社会づくりシンポジウム」が開催され、NPO法人制度によるこれ

までの社会の変化や、寄附文化や企業の社会貢献などをはじめ、今後共助社会はどこに向かうのかといった内容について非常に有意義な討議がなされた。本シンポジウムは大盛況に終わり、会場全体から共助社会づくりへの大いなる熱意が伝わった。

今後、少子高齢化や過疎化の進展が見込まれる中、

社会的課題の解決や地域活性化の担い手として、NPOやソーシャルビジネス等の役割が高まると思われる。こうした活動への人々の理解が少しでも深まり、活動参加者が増加することにより、活力あふれる共助社会が実現されることを望みたい。

坂井 潤子（さかい じゅんこ）

図1 NPO法人に対する信頼

Q. NPO法人のことを信頼できますか。

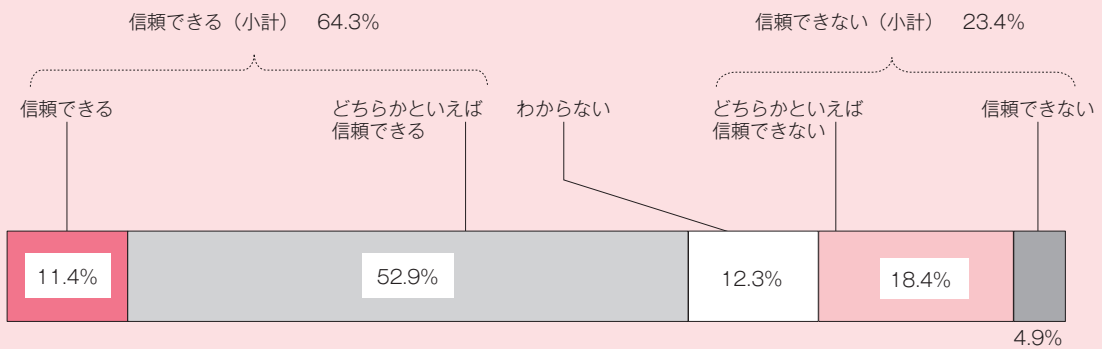


図2 NPO法人の活動への参加意向

Q. NPO法人が行う活動に参加したいと思いますか。



図3 NPO法人に対する寄附意向

Q. NPO法人が行う活動に対して寄附をしたいと思えますか。



(備考) 内閣府「NPO法人に関する世論調査」(平成25年度)により作成。